

2019年12月11日

各位

株式会社八十二銀行

台風19号に被災された個人のお客さまに対する「期限後利息」の返戻について

このたびの台風19号による被害を受けられた皆様に対しまして、謹んでお見舞い申し上げます。一日も早い復旧と、皆様のご健康を心からお祈り申し上げます。

八十二銀行（頭取 湯本 昭一）では、台風19号による被害を受けられたことによりお借入のご返済が遅延された個人ローンをご利用いただいているお客さまに対し、「期限後利息」を返戻いたします。該当されるお客さまは、お近くの弊社本支店・82プラザ・ローンプラザまでお申し出ください。

以下に概要をお知らせいたします。

記

1. 対象となるお客さま

台風19号の被災によりお借入のご返済が遅延した、個人ローンをご利用いただいているお客さまのうち、以下の全てに該当される方。

(1) 「罹災証明書」がある方

※ 「罹災証明書」がない場合は、「災害救助法」が適用された地域に居住または勤務しているなど、台風19号による被害を受けられたことをご確認させていただきます

(2) 2019年10月から2019年12月までの約定返済が遅延し、2020年1月31日（金）までに遅延を解消された方で、「期限後利息」をお支払いいただいている方

※ 「期限後利息」とは、約定通りのご返済をいただかなかった場合に、約定返済金（元金および約定利息）とは別に、特約に基づき約定利率以上（商品によって異なります）の利率によりお支払いいただくお利息のことです

(3) 2020年1月31日（金）までに「期限後利息の返戻を希望する」旨のお申し出をいただいた方

2. 対象となるお借入

住宅ローン・マイカーローン・カードローンなど、個人のお客さま向け融資（個人ローン）。

※ 事業資金および国の教育ローン等の代理貸付、総合口座貸越、教育カードローン等は除きます。詳しくは店頭にお問い合わせください

※ 住宅金融支援機構融資（フラット35を含む）の延滞損害金免除をご希望される場合は、本取扱とは別のお手続き・条件になりますので、別途店頭にお申し出ください

3. 返戻金額・返戻方法

ご返済を遅延された元金・期間にかかる「期限後利息」と「約定利率で計算した利息」との差額を「返済用預金口座」に返戻（入金）します。

※ カードローンの場合は、カードローン口座に返戻（入金）します

【例】約定返済元金：100,000 円、約定返済日：10 月 17 日（木）、ご返済日：10 月 31 日（木）、
遅延日数：14 日、約定利率：3.0%、期限後利率 3.5%の場合

- ・ 期限後利息：100,000 円×3.5%×14 日/365 日=134 円（円未満切捨）…①
- ・ 約定利率で計算した利息：100,000 円×3.0%×14 日/365 日=115 円（円未満切捨）…②
- ・ 返戻（入金）する金額：①－②=19 円

4. 返戻予定日

2020 年 3 月中の返戻（入金）を予定しております。

※ 返戻するお客さまに対して、事前に書面でご連絡させていただきます

以 上